ふくいの環境を守るための資格取得支援事業 助成要領

この要領は、環境ふくい推進協議会（以下「協議会」という。）が行う「ふくいの環境を守るための資格取得支援事業（以下「本事業」という。）」について、その適正かつ円滑な業務の運用を図るために必要な事項を定める。

（趣旨）

第１条　本事業は、法人もしくは団体（任意団体を含む。以下「団体等」という。）が福井県の環境を守る事に繋がる資格等を新規取得（継続・更新を除く。）する際の必要経費の一部を助成し、もって県内の豊かな自然環境の保全を図ることを目的とする。

（対象者の募集）

第２条　助成を希望する団体等の募集は、募集期間を定めたうえで毎年度１回以上実施するものとし、実施時期は環境ふくい推進協議会会長（以下「会長」という。）が決定する。

（応募資格）

第３条　助成対象者として申請できるのは、次の全てに該当する者とする。

1. 環境ふくい推進協議会の会員である団体等もしくはこれに所属する個人であること。
2. 企業会員または個人会員が申請する場合は、当年度の会費を納入済であること。団体会員が申請する場合は、資格等を取得する予定の個人が環境ふくい推進協議会の会員であり、かつ、当年度の会費を納入済であること。
3. 国または地方公共団体でないこと。
4. 直近１年以内に、国、県、市町、団体等が実施する本要領と同趣旨の制度の助成金等を受けていない､または受ける予定がないこと。
5. 取得した資格や知識、技術を福井県の自然環境の保全に資するための組織体制が整っていること。

（助成対象資格等）

第４条　助成の対象となる資格は、別表に定めるものとする。ただし、新規取得の場合に限る。（継続・更新を除く。）

（助成対象経費）

第５条　助成の対象となる経費は、取得することができた資格等の試験料、講習料および登録料とする。

（助成金の額）

第６条　助成金の額は、助成対象経費に３分の２を乗じ、１００円未満を切り捨てた額とし、その上限をひとつの団体等あたり５万円までとする。ただし、過去に本事業による助成を受けた場合、５万円からその助成額を差し引いた額を上限とする。

（申請の方法）

第７条　助成対象者は、「ふくいの環境を守るための資格取得支援事業助成金交付申請書（様式第１号）」を事業の着手（試験等の申込）１０日前までに、会長に提出するものとする。

（審査）

第８条　会長は、前条による申請書の提出があったときは、応募資格を満たしているか、申請内容が本事業の目的に合致しているかどうか等を審査する。

２　審査の結果、適当と認めたときは、申請者に対し、書面によりその結果を通知するものとする｡

３　助成対象者が、やむを得ない事情により助成金の交付の決定前に事業に着手する必要があるときには、「事前着手承認申請書（様式第２号）」を会長に提出し、その承認を得なければならない。

（報告および請求）

第９条　前条の認定を受けた助成対象者は、資格等の取得の成否が判明した日から３０日以内または第２条に規定する募集期間の最終日までのいずれか早い日までに、その成否に関わらず、「ふくいの環境を守るための資格取得支援事業報告書（様式第３号）」を会長に提出するものとする｡

２　前条の認定を受けた助成対象者は、資格等を取得したときは、前項に加え、「ふくいの環境を守るための資格取得支援事業助成金交付請求書（様式第４号）」を会長に提出するものとする｡

（取消し等）

第１０条　会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

（１）偽りその他不正の手段により助成金の交付決定または交付を受けたとき。

（２）助成金の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（３）その他、会長が助成金の交付決定または交付を取り消すべき事由があると認めたとき｡

附　則　　１　この要領は、令和５年７月２０日から施行する。

　　　　　２　第７条の規定については、令和５年４月１日から令和５年７月１９日までに事業の着手（試験等の申込）を行った者は、この限りではない。

　　　　　３　この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

福井の環境を守るための資格取得支援事業　対象資格一覧

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 資格名 | 資格管理団体名 |
| 主に自然体験教室や環境教室等の内容充実等に役立つ資格 | 3R・気候変動検定 | 3R・気候変動検定事務センター |
| NEALリーダー | 全国体験活動指導者認定委員会自然体験活動部会 |
| Project Learning Tree | NPO法人国際理解教育センター（PLT日本事務局） |
| RACリーダー | River Activities Council川に学ぶ体験活動協議会 |
| アウトドア検定(2,3級) | アウトドアレジャー協会 |
| きのこアドバイザー | 日本特用林産振興会 |
| キャンプインストラクター | (公社)日本キャンプ協会 |
| グリーンセイバー資格検定(カルチャー) | 樹木・環境ネットワーク協会 |
| グリーンセイバー資格検定(ネイチャー) | 樹木・環境ネットワーク協会 |
| グリーンセイバー資格検定(マスター) | 樹木・環境ネットワーク協会 |
| ビオトープ計画管理士(1,2級) | (公財)日本生態系協会 |
| ビオトープ施工管理士(1,2級) | (公財)日本生態系協会 |
| プロジェクト･ワイルド | (一財)公園財団 |
| プロジェクトWET | (公財)河川財団 |
| 環境管理士(1,2級) | NPO法人日本環境管理協会 |
| 環境再生医(初,中,上級) | NPO法人自然環境復元協会 |
| 山菜アドバイザー | 日本特用林産振興会 |
| 自然観察指導員 | 日本自然保護協会 |
| 樹木医 | (一財)日本緑化センター |
| 森林インストラクター | (一社)全国森林レクリエーション協会 |
| 生物分類技能検定(各部門1,2,3,4級) | (一社)自然環境研究センター |
| 土づくりマスター(土壌医検定2級) | (一財)日本土壌協会 |
| 土づくりアドバイザー(土壌医検定3級) | (一財)日本土壌協会 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 資格名 | 資格管理団体名 |
| 主に環境法令の遵守や省エネの実践等に役立つ資格 | うちエコ診断士 | (一社)地球温暖化防止全国ネット |
| エネルギー管理士(電気管理) | (一財)省エネルギーセンター |
| エネルギー管理士(熱管理) | (一財)省エネルギーセンター |
| エネルギー管理研修（電気管理） | (一財)省エネルギーセンター |
| エネルギー管理研修（熱管理） | (一財)省エネルギーセンター |
| エネルギー管理講習「新規講習」 | (一財)省エネルギーセンター |
| エネルギー管理講習「資質向上講習」 | (一財)省エネルギーセンター |
| 一般毒物劇物取扱者 | 福井県医薬食品・衛生課 |
| 環境アセスメント士 | (一社)日本環境アセスメント協会 |
| 環境法令検定 | 株式会社パデセア |
| 危険物取扱者(甲種) | (一社)消防試験研究センター |
| 公害防止管理者(大気1,2,3,4種) | (一社)産業環境管理協会 |
| 公害防止管理者(水1,2,3,4種) | (一社)産業環境管理協会 |
| 公害防止管理者(騒音振動) | (一社)産業環境管理協会 |
| 公害防止管理者(ダイオキシン類) | (一社)産業環境管理協会 |
| 公害防止管理者(特定粉じん) | (一社)産業環境管理協会 |
| 公害防止管理者(一般粉じん) | (一社)産業環境管理協会 |
| 公害防止主任管理者 | (一社)産業環境管理協会 |
| 公害防止管理者等資格認定講習 | (一社)産業環境管理協会 |
| 産業廃棄物適正管理能力検定 | (一社)企業環境リスク解決機構 |
| 土壌汚染調査技術管理者 | 環境省(試験運営事務局) |
| 土壌環境監理士 | (一社)土壌環境センター |
| 技術士（全部門※） | (公社)日本技術士協会 |
| 技術士補（全部門※） | (公社)日本技術士協会 |

※福井県の環境保全に寄与すると認められるものに限る。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

環境ふくい推進協議会会長　　様

【申請者】

（名　　称）

（代表者職･氏名）

ふくいの環境を守るための資格取得支援事業助成金交付申請書

ふくいの環境を守るための資格取得支援事業による助成金の交付について、ふくいの環境を守るための資格取得支援事業助成要領第７条に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　申請者について

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 |
| この申請の担当者氏名 |  |
| 担当者の電話番号、メールアドレス | 電話番号（　　　　）　　－　　　　 | メールアドレス　 |

２　誓約書

　申請にあたり、次の事項を含め、助成要領に従っていることを誓約します。

1. 申請書（関係書類を含む）の内容に虚偽がないこと。
2. 申請者（企業・個人会員）または資格等取得予定者（団体会員が申請の場合）が当年度の会費を納入済であること。
3. 直近1年以内に、国、県、市町、団体等が実施する同趣旨の制度の助成金等を受けていない、または受ける予定がないこと。
4. 取得する資格等が新規取得であること。

２　取得しようとする資格等について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資格等の名称 | 試験日または講習日※日程が２日間以上ある場合や２次試験がある場合等は全て記載 | 資格等を取得しようとする者の氏名 | 助成対象経費 |
|  | 令和　　年　　月　　日 |  | 円 |
|  | 令和　　年　　月　　日 |  | 円 |
|  | 令和　　年　　月　　日 |  | 円 |
|  | 令和　　年　　月　　日 |  | 円 |
|  | 令和　　年　　月　　日 |  | 円 |
| 交付申請額※ | 円 |

※交付申請額は、助成対象経費の３分の２(１００円未満切り捨て)で、同一の団体等に対する助成金額の上限は５万円までとなります。

３　添付書類

以下の書類を添付してください。（添付したら✓マークを入れてください。）

□ 資格等を取得するための試験料、講習料および登録料の金額がわかる書類＜講習でテキスト等が必須となる場合は、その旨と金額がわかる書類を追加してください。＞（資格等の受験案内等）

□ 資格等を取得しようとする者が申請団体もしくは環境ふくい推進協議会の会員である団体等に所属していることを証明する書類

（社員証のコピー、団体等の所属者名簿のほか会長が適当と認めるもの）

※申請者が個人の場合、次の書類を追加添付してください。

□ 所属する団体等の同意書（様式第１－２号）

様式第１－２号

同意書

環境ふくい推進協議会会長　　様

私は、下記の者が弊社の社員（団体等に応じて変更してください。）として令和　年度ふくいの環境を守るための資格取得支援事業の助成金交付申請を行うことに同意します。

記

申請を行う者の氏名　　　　　　　　　　　.

以上

令和　年　月　日

【所属する団体等】

（所在地）

（名　　称）

（代表者職･氏名）

※本事業の一法人もしくは一団体あたりの助成金額の上限は５万円までです。

※上限金額は年度ごとではなく、通算となります。

様式第２号

令和　　年　　月　　日

環境ふくい推進協議会会長　　様

【申請者】

（所在地）

（名　　称）

（代表者職･氏名）

事前着手承認申請書

ふくいの環境を守るための資格取得支援事業について、ふくいの環境を守るための資格取得支援事業助成要領第８条第３項に基づき、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　事前着手の理由 |  |
| ２　取得しようとする資格等の名称 |  |
| ３　事前着手予定日　（資格等の申し込み日） |  |

様式第３号

令和　　年　　月　　日

環境ふくい推進協議会会長　　様

【申請者】

（所在地）

（名　　称）

（代表者職･氏名）

ふくいの環境を守るための資格取得支援事業報告書

ふくいの環境を守るための資格取得支援事業について、ふくいの環境を守るための資格取得支援事業助成要領第９条第１項に基づき、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資格等の名称 | 資格等を取得しようとした者の氏名 | 取得の成否※ |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※資格等を取得できなかった場合も必ず記載してください。

※添付書類

以下の書類を添付してください。（添付したら✓マークを入れてください。）

□ 資格等を取得したことを証明する書類

（合格通知、認定書、修了証などのコピー）

様式第４号

令和　　年　　月　　日

環境ふくい推進協議会会長　　様

【申請者】

（所在地）

（名　　称）

（代表者職･氏名）

ふくいの環境を守るための資格取得支援事業助成金請求書

令和　年　　月　　日付け環ふ協第　　号にて交付決定を受けたふくいの環境を守るための資格取得支援事業について、ふくいの環境を守るための資格取得支援事業助成要領第９条第２項に基づき請求します。

記

１　請求金額　　　金　　　　　　,　　　　円

２　振込希望口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 本・支店名 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |
| （カナ） |